

## 別添資料集

### Ⅱ. 基礎年金を新規に請求される方※へ送付する給付金請求書等

※ 障害・遺族基礎年金を新規に請求する方、又は老齢基礎年金新規請求者（平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方）

#### Ⅱ. に該当する方への送付物

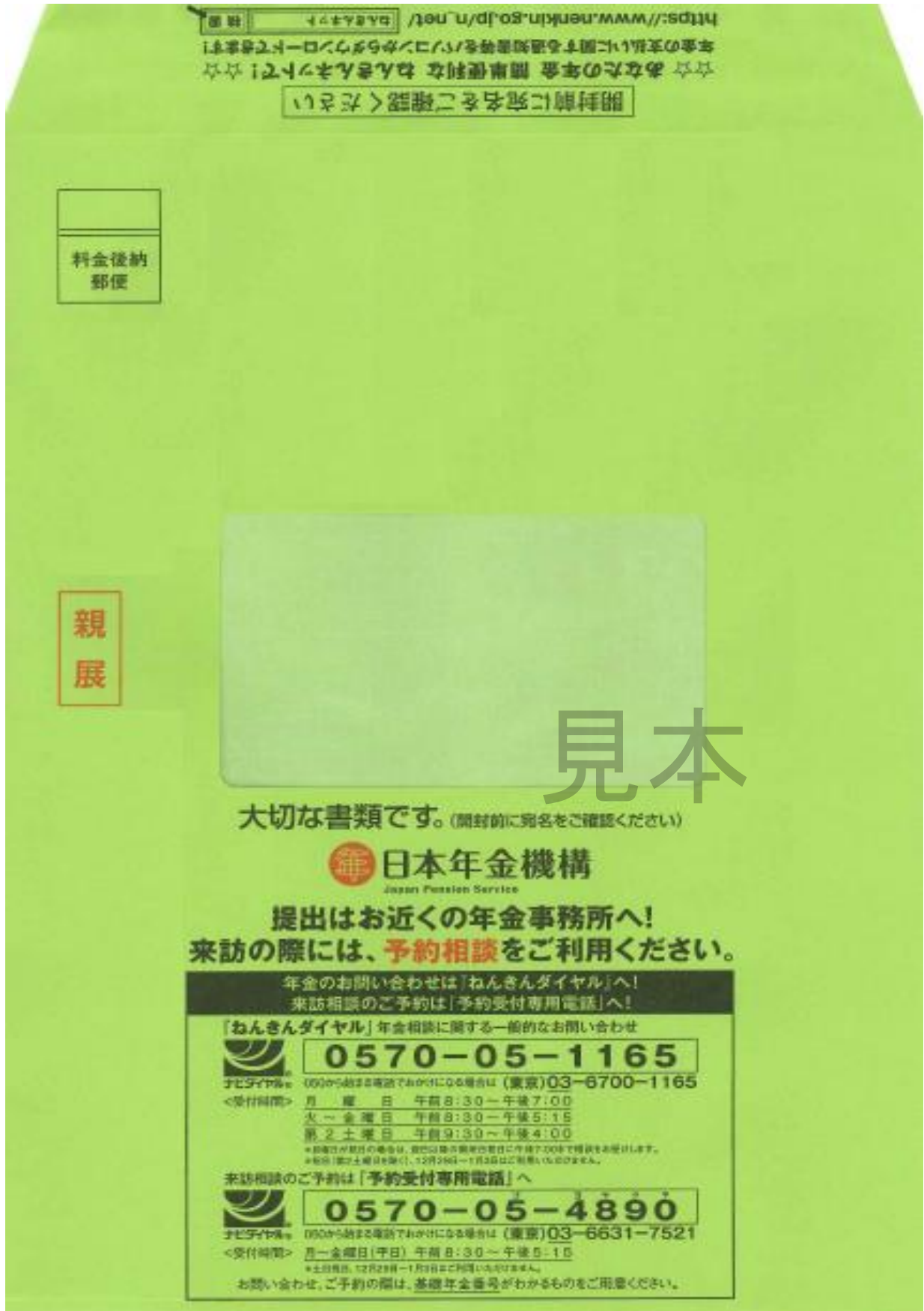
別添2-1 封筒

別添2-2 老齢基礎年金新規請求者に送付されるA4サイズの給付金請求書及び給付金手続きに関するリーフレット

別添2-3 障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に送付される給付金請求書

Ⅱ.に該当する方のうち、老齡基礎年金新規請求者※へ送付している封筒

※平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齡基礎年金の請求を行う方。なお、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、茶色の封筒など、異なる封筒が届きますので、ご注意ください。



別添2-1の封筒に封入している請求書及びリーフレット表面

## 年金生活者支援給付金のご案内

(2019年10月開始)

- ✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
- ✓ 支給要件に該当しない場合は支給されません。  
※ 支給要件等の詳細は裏面をご覧ください。
- ✓ **給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。**

### 請求手続き

- ① 請求書に、氏名などを記入
- ② 65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と一緒に提出  
※ 原則、添付書類は不要です。
- ③ 審査の後、2019年10月以降に、通知書が到着  
※ 給付金の通知書は年金証書送付後にお送りします。
- ④ 基準額 月額5,000円※の給付金が年金に上乗せ支給  
※ 実際の金額は、納付済期間等により異なります。

- 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。  
(例えば、10月分と11月分を12月中旬に振り込みます。)
- 2019年12月までに請求された場合、制度がはじまる2019年10月分からのお支払いとなります。  
2020年1月以降に請求が遅れると、さかのぼって支払いがされず、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。



1812 1018 016

## 年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。									
①個人番号(マイナンバー) または基礎年金番号											
フリガナ											
②氏名											印
③生年月日	5			昭和							
④住所											
電話番号											

- ※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。
- ※ 署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。
- ※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別	1. 老齢	2. 障害	3. 遺族
⑤認定年月日	年	月	日
⑥請求年度			
⑦不該当年月日	年	月	日
⑧請求額			円
⑨請求額			円
⑩請求額			円
⑪請求額			円
⑫請求額			円
⑬請求額			円
⑭請求額			円
⑮請求額			円
⑯請求額			円
⑰請求額			円
⑱請求額			円
⑲請求額			円
⑳請求額			円
㉑請求額			円
㉒請求額			円
㉓請求額			円
㉔請求額			円
㉕請求額			円
㉖請求額			円
㉗請求額			円
㉘請求額			円
㉙請求額			円
㉚請求額			円
㉛請求額			円
㉜請求額			円
㉝請求額			円
㉞請求額			円
㉟請求額			円
㊱請求額			円
㊲請求額			円
㊳請求額			円
㊴請求額			円
㊵請求額			円
㊶請求額			円
㊷請求額			円
㊸請求額			円
㊹請求額			円
㊺請求額			円
㊻請求額			円
㊼請求額			円
㊽請求額			円
㊾請求額			円
㊿請求額			円



# 別添2-1の封筒に封入している請求書及びリーフレット裏面

## 留意事項

請求書の提出をいただく際には、次のすべての支給要件を満たしていることが必要です。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方※1
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方※2
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

※1 老齢基礎年金が決定されている必要があります。老齢基礎年金の決定がされていない場合は給付金は支給されません。

※2 市町村の所得情報を利用して、日本年金機構において要件を満たしているかどうか判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。(所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願います。場合もございます。)

所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要がある場合があります。

(注) 日本国内に住所がないとき、老齢基礎年金が全額支給停止のとき、刑事施設等に拘禁されているときは、支給されません。

## 給付額と計算方法

老齢年金生活者支援給付金の給付額は、月5,000円を基準とし、保険料納付済期間等に応じて算出されます※1。

老齢年金生活者支援給付金は①と②の合計額となります。※1

- ① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)  
= 5,000円※2 × 保険料納付済期間 / 480月
- ② 保険料免除期間に基づく額 (月額)  
= 約10,800円※2※3 × 保険料免除期間 / 480月

※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 毎年の物価スライドにより改定

※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。

【給付額の例】

> 納付済月数が420か月、全額免除月数が0か月の場合

① 5,000円×420/480月=4,375円

② 10,800円×0/480月=0円 ①+②=4,375円+0円=4,375円 (月額)

> 納付済月数が240か月、全額免除月数が60か月の場合

① 5,000円×240/480月=2,500円

② 10,800円×60/480月=1,350円 ①+②=2,500円+1,350円=3,850円 (月額)

> 納付済月数が60か月、全額免除月数が240か月の場合

① 5,000円×60/480月=625円

② 10,800円×240/480月=5,400円 ①+②=625円+5,400円=6,025円 (月額)

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

( 請求書裏面 )

## Ⅱ.に該当する方のうち、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方へ送付される給付金請求書

※老齢基礎年金新規請求者とは異なる封筒(茶色の封筒など)に封入されて届きますので、ご注意ください。

### 年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。									
①個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号											
②氏名	フリガナ										
	氏					名					(印)
③生年月日	1. 明治 5. 昭和 9. 令和	3. 大正			年			月			日
④住所	〒 -										
	電話番号 ( )										
⑤届出年月日	令和 年 月 日										

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 自筆署名の場合、押印は不要です。

※ 給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別		1. 老齢		2. 障害		3. 遺族					
④ 受取 口座 番号	⑤ 受取 口座 種別	⑦所得額					⑧ 円				
⑨認定年月日		⑩請求年度		⑪所得証明対象年		⑫不支給事由		⑬不支給事由該当年月日			
9	年	月	日					9	年	月	日

申請センター長/ 局長	副申請センター長/ 副局長	グループ長/ 課(室)長	印押番

